平成28年1月18日

**要介護認定申請とマイナンバー(報告)**

**※なお、今後不確定の要素も他の社会保障等で存在するようであるため取扱自体が変更となる可能性がある。**

介護保険法第27条第1項により、「要介護認定を受けようとする被保険者は、**被保険者証を添付して**市町村に申請しなければならない。・・・・・代わって申請することができる。」

申請区分等による必要な確認証明等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1，申請区分** | **2，代理権の確認** | **3，代理人の身元確認** | **4，番号確認** | **5，身元確認** | **６，その他** |
| 本人 | － | － | **①個人番号カード**  ②本人の通知カード  ③番号が記載されている住民票の写し | ※1　参照 | **4の番号確認に困難な場合、地方公共団体情報システム機構への確認や住民基本台帳等によって確認することが可能。** |
| 法定代理人 | ①　戸籍謄本その他資格を証明する書類  ②　委任状  **③　介護保健被保険者証（更新・変更時）or　医療保険者証** | ①　代理人の　※１のもの | **①　本人の個人番号カード又は写し**  **②　番号が記載されている住民票の写し** | **－** |
| 任意代理人 |
| **ケアマネジャー** | **②　居宅介護支援専門員証** |
| **代理権の授与が困難な被保険者の申請人** | **－** | **－** | **－** | **－** | **認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難な場合等には、申請書の個人番号を記載せずに受け付ける** |
| 使者 | **－** | **－** | **－** | **－** | 申請書を封筒に入れて提出する等の措置を行わせること。個人番号の記載はできない。郵便による場合と同様 |

**※1　「3，代理人の身元確認」及び「5の身元確認証明等」**

**Ａ　以下の書類から1点**

|  |
| --- |
| 個人番号カード（表面）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、写真付き身分証明書・学生証（有効期限内）、写真付き資格証明書、税理士証票等 |

**上記Ａが無い場合、以下の書類から2点**

|  |
| --- |
| 健康保険証、年金手帳、写真なし身分証明書・学生証（有効期限内）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附表の写し、源泉徴収票、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書（領収日付の押印、発行年月日の記載があり、6か月以内のもの）、納税証明書、印鑑登録証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 |